



社会福祉法人川崎愛児園

令和4年度 事業計画

児 童 養 護 施 設	川 崎 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 つ く し ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	野 川 す み れ ホ ー ム
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	生 田 あ や め ホ ー ム
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	大 志
川 崎 児 童 自 立 援 助 ホ ー ム	こ も れ び
ま ぎ め 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	
児 童 養 護 施 設	白 山 愛 児 園
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	結
地 域 小 規 模 児 童 養 護 施 設	紬
は く さ ん 児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー	

目次

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画.....	1
法人全体の取り組み	2
地域における公益的な取り組みの推進.....	5
子育て短期利用事業	5
川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」	5
居場所づくり事業「あいあい」	6
II 事業所事業計画	7
児童養護施設 川崎愛児園	7
地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム	9
地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム	10
地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム	12
川崎児童自立援助ホーム 大志	14
川崎児童自立援助ホーム こもれび.....	16
まぎぬ児童家庭支援センター.....	18
児童養護施設 白山愛児園	20
地域小規模児童養護施設 結.....	22
地域小規模児童養護施設 紬.....	23
はくさん児童家庭支援センター	24

【法人ロゴマークの意味】



「K」「A」の組み合わせに、簡略化した「千鳥（縁起の良い和模様の一つ）」を入れたデザイン。語呂合わせで「千鳥＝千取り→千の福を取る」ということから、千鳥は「目標達成」や「たくさんの幸せがやってきますように」という意味を持ちます。

法人の基本理念

当法人は、命の尊さを大切に、愛情をもって社会福祉事業を効果的かつ適正に行い、地域社会への貢献に努めます。また、地域社会の中で「将来を担うこどもたちへ」の質の高い養育及び子育て支援を目指します。

- 「命を大切にする心」
- 「地域の中での養育と子育て支援」
- 「健全な経営」

施設の基本方針

児童一人ひとりが命を大切にする心を持ち、心身ともに健康で調和のとれた人間として成長し、健全な社会人として自立した社会生活が営めるよう支援します。また、施設機能の専門性を活かし地域社会に協力します。

1. 一人ひとりの心身の成長に努めます
2. 一人ひとりの尊厳を維持し人権を擁護します
3. 一人ひとりの幸福のために支援します
4. 自立した社会生活が営めるよう支援します
5. 施設の専門的役割を果たします

養護目標

社会的養護を必要とする入所児童に対しての基本目標は次の通りです。

- (1) あいさつの正しくできる人に
- (2) 健康な心と体をもてる人に
- (3) 人に好かれ社会の役立つ人に
- (4) 感謝の気持ちをもてる人に
- (5) 人との調和がとれる人に
- (6) 思いやりのある人に
- (7) 基本的な生活や自立した生活ができる人に

I 社会福祉法人川崎愛児園事業計画

社会や地域の多様な福祉ニーズに主体的に取り組み、「地域における福祉の発展と向上」に努めます。併せて市が作成した「川崎市社会的養育推進計画」に基づき、新たな地域小規模施設の開所や施設が多機能化に向けた計画等、今後の更なる事業展開に関する準備に取り掛かります。

【養育支援】

複雑な生き立ちを抱えた子ども達が自らの持つ可能性に気づき、将来に希望を抱きながら成長できるよう、身体的、及び精神的な自立を目指した支援を実践します。支援の過程においては職員一人ひとりが大人のモデルとなり、子どもが社会に調和できる人間形成構築に寄与します。生活の中で子どもが主体的に参加・意見表明できる場を用意し、権利擁護の観点からも子どもが安心・安全を感じながら生活できるよう努めます。退所児支援においては昨年度から開始した児童自立援助ホーム「こもれび」の青年期も含めた退所児支援事業を有効に活用し、自立後に訪れる困難や課題の解決をサポートします。

【地域支援】

地域の福祉課題に対して「児童家庭支援センター」を中心にアウトリーチ型の支援を実施します。要支援家庭には複数の福祉課題が潜在しており、これらの課題に包括的に対応できるよう他機関、多職種との連携強化に取り組みます。一時預かり事業についてはニーズが高まり続ける現状に合わせて職員体制を強化し、地域の居場所事業においてはボランティア参画のもと、ひとり親家庭や貧困家庭を対象に学習支援や余暇活動を通して支援します。併せて育児負担を抱える家庭に対しては予防的な支援として子育てに関するサロンや講座を開催し、孤立感の軽減を図ります。また、地域の社会福祉協議会や支援団体の取り組みにも積極的に協力します。

【人材育成】

今年度は新たに12名の新任職員を採用しました。階層別研修においては各職員の役割や経験に応じて必要な専門的知識や姿勢を伝え、子どもや家庭・地域を支えていける人材育成を目指します。なかでも指導的職員は今後の事業展開に向けても重要な役割を担っており、自らの果たすべき役割を認識し、事業発展に貢献できるよう育成に力を注ぎます。また法人内交換研修の実施を通して各職員が配属部署のみならず、様々な業務を経験することで個々の育成や法人全体の体制強化を図ります。併せて養育・支援には常に困難が伴うため、職場内でのスーパービジョン体制を整え、職員が問題を一人で抱え込まないよう、スーパーバイズを通じて実践を振り返り、援助技術の向上に繋がります。また、産業医との連携やストレスチェックを通じて職員のメンタルヘルスの対応を行います。

【その他】

里親・ファミリーホーム支援については合同研修会の開催やレスパイトの受け入れをフォスタリング機関と協同のもと実施します。リスクマネジメントについては苦情解決に関する第三者委員を新たに選任し、権利擁護虐待防止委員との連携も含めて体制強化を図ります。

1 法人全体の取り組み

(1) 法人組織運営

- ① 理事会及び評議員会の開催
 - ア 令和4年6月（決算、事業報告）
 - イ 令和4年12月（中間報告）
 - ウ 令和5年3月（予算・事業計画）
 - エ その他必要に応じて開催
- ② 監事監査の実施
 - ア 令和4年5月
- ③ 法人組織体制の強化
施設連携会議を毎月開催
- ④ 法人組織規程、給与規程他、諸規程の改訂
- ⑤ 令和5年度以降に予定されている新たな地域小規模児童養護施設の開所・川崎愛児園の定員変更に向けた準備

(2) 各事業所の安定的な運営と財務基盤の強化

- ① 各事業所の運営状況の把握と財務・会計管理
- ② 適正な職員配置（国基準職員・川崎市加配職員）別紙参照
- ③ コスト意識の醸成

(3) 事業運営の透明性

- ① ホームページによる情報公開
財務諸表・現況報告・役員報酬基準・事業計画・報告等の内容を公開
- ② 広報誌の作成及び情報発信
6月に約2000部を発行予定

(4) 人材の獲得・育成及び定着に向けた取り組み

- ① 養成校との連携・関係強化
5校以上の養成校への講義、講演を実施し、養成校教員との意見交換会にも積極的に参加します。意欲の高い学生についてはインターンやアルバイトでの受け入れを勧め、将来を見据えた人材育成に力を入れます。
- ② ホームページ、就職情報サイトを活用した適正配置に向けた採用活動の実施
更なる事業拡大や支援体制の強化を目指し10名程度の優秀な人材獲得を目指します。就職情報サイトは「マイナビ」や「チャボナビ」を活用し、法人の活動や魅力をより知ってもらえるよう、法人パンフレットの見直しや施設の紹介動画作成に取り組めます。
- ③ 実習生の積極的な受け入れ
60名以上の実習生を受け入れ、次世代の人材育成に貢献していきます。実習生指導マニュアルについても内容の見直しを検討します。

③ 人材育成の充実

ア 職員階層別研修（新任・中堅・指導）

各階層で計3回の研修を実施。職員の計画的なスキルアップを図ります。

イ 個人計画シートの作成

5月に全職員がシートを作成。10月に中間評価、3月に総合評価を実施。作成時と総合評価の際には施設長との面談を実施

ウ OJT 研修

- ・中堅職員が新任職員に対する個別の育成指導を実施
- ・新任職員が入職後の3ヶ月間は毎日業務終了時に面接で振り返りを実施
- ・毎週チューター面接を実施
- ・人材育成チェックリストを活用したOJT研修を毎月実施

エ 交換研修

各事業所への研修を計50回予定。研修を通して新たな知識や取り組みを学び、自らの事業所に還元することで法人全体の育成強化を図ります。中でも地域支援に関する取り組みについては担当以外の職員にもその重要性を理解し、法人全体で取り組む意識の醸成を図ります。

オ 個々の研修ニーズに合わせた外部研修への参加

個人計画シート作成の過程で個々の研修ニーズについても把握し必要な外部研修への参加を進めます。研修参加後は全体会議において学び得たものを発表する機会を設けます。

(5) 職場の処遇改善及び職場環境の整備

① ストレスチェックの実施による職員健康管理の推進

6月にストレスチェックを実施。必要に応じて産業医や心理士による職員の個別面談も実施。

② 安全衛生委員会による職場環境の整備

毎月安全衛生に関する目標を設定し取り組みます。目標の中でも感染症対策については重点項目として位置付け、具体的な対策を検討し周知します。

(6) ヒヤリハット・事故

① 傾向と対策の検討

事故・インシデント対策会議を年間10回実施。事故・インシデントレベルを定め、傾向と対策を分析し予防的な取り組みに繋がります。

② 防犯

防犯マニュアルの活用と見直しを実施

(7) 苦情解決

- ① 苦情解決の仕組み強化
苦情解決のフローチャートや第三者委員の役割について見直し
- ② 外部の苦情受付機関との連携
かながわこどもサポートや人権オンブズパーソンとの連絡会・勉強会に参加

(8) 権利擁護

- ① こどもの意見表明の機会の保障
 - ア こども集会の開催
年間12回開催。こども立案の行事企画や生活ルールの見直しを検討
 - イ イエローカード・グリーンカードの活用
各事業所にそれぞれの意見箱を設置し、こども達が投稿する形で活用します。生活に関連する事柄で大人に話し合ってもらいたいことを記入します。
- ② 職員の権利擁護に対する意識強化
 - ア 被措置児童等虐待防止規定の周知徹底を図る研修会の開催
 - イ 人権擁護チェックリストを年3回実施
 - ウ 「不適切な関りの防止」をテーマとした職員による意見交換会を支援会議内で毎月実施
- ③ 権利擁護虐待防止委員との連携
 - ア 年3回の委員会の開催
 - イ 委員のこども集会や支援会議への参加
- ④ 人権擁護研修への参加

(9) 事業継続体制の整備

- ① 災害を想定した訓練の強化
毎月の消防訓練に加え、炊き出し訓練や職員の緊急招集に関する訓練等を計画的に実施します。
- ② 建物・設備の安全対策
各事業所ごとに中長期の修繕計画を作成
- ③ BCP（事業継続計画）の見直しに関する検討
より実際の災害時に活用できる具体的な内容を目指し、検討委員会を立ち上げて見直しを図ります。
- ④ 他の地域施設との連携強化

(10) 里親・ファミリーホームへの支援

- ① 相談支援
里親・ファミリーホーム連絡会への参加や家庭訪問を通じて相談支援を実施
- ② 里親ケースのレスパイト受け入れ

③ 里親・ファミリーホームとの勉強会を企画・開催

年2回の勉強会を自主的に開催。テーマについては里親の情報共有と相互支援関係の構築を目指し各連絡会等で募ります。

(11) SDGsに関する取り組み

①かわさきSDGsパートナー主催のセミナー・連絡会に参加

②既存の関連事業に加え、新たな取り組み目標の設定

2 地域における公益的な取組みの推進

(1) 川崎市社協 SOS 事業（生活困難者対応）への参加

(2) 地域協議会の実施

(3) 地域交流室の有効活用

(4) ボランティアの活動支援、育成

ボランティアの連絡協議会を年3回実施予定。その中で勉強会も実施しボランティアの育成を図ります。また活動支援に関しては職員用ボランティア対応マニュアルを活用します。

3 子育て短期利用事業

・福祉ニーズに応じてショートステイ、デイスティ、レスパイトケアを実施

担当職員と児童家庭支援センターで毎月連絡会を開催し、家庭状況やこどもの発達状況を共有した上で支援にあたります。利用者が増加する現状を受け、可能な限りニーズに応えられるよう職員体制の強化を図ります。

4 川崎市学習支援・居場所づくり事業「すえっ子広場」

(1) 久末地区の市営住宅集会所を利用し、職員・ボランティアを配置して活動

生活保護世帯やひとり親世帯などの生活困窮家庭の子ども（小学生5年生～中学3年生）に、市営団地の集会所で学習支援や余暇活動を行います。実施は、週2回（火・木）。小中学生がそれぞれ10名ずつ参加予定。

(2) 地域住民や近隣の高齢者施設（社会福祉法人緑成会）との協同

地域の福祉に想いのある住民や学生に、運営スタッフとして参加してもらえるよう働きかけます。また、近隣の高齢者施設とも共同するなど、地域の福祉力の向上を意識して活動を行います。

(3) 広報活動の強化

利用児童の増加や、ボランティアの増員を目指し、パンフレットの見直しを実施。また、近隣の小学校や保健所とも連絡会を2回以上実施し、利用者ニーズの把握とニーズに対する主体的なアプローチをします。

(4) 学習支援の強化

学習に課題を抱える児童が多いという現状に合わせ、個々の学力に合わせた学習教材を作成・準備します。

5 居場所づくり事業「あいあい」

- (1) 川崎愛児園の地域交流スペースを活用し、地域の小学生対象に学習・余暇・食事の支援を実施

地域住民を中心とした運営スタッフで構成し、スタッフ同士の意見交換会を年2回予定。こどもや家庭とのふれあい・支え合いの基盤を醸成します。

- (2) 広報活動の強化

「すえっ子広場」事業と同じく広報活動に力を入れ、支援を必要とする家庭に主体的にアプローチします。

6 関係機関との連携

- (1) 児童相談所や教育機関、医療機関等との児童支援に関する連携
- (2) 地域の福祉ニーズ調査や地域貢献事業の発展を目指し、地区・区・市の社会福祉協議会をはじめとした地域支援機関との連携
- (3) 事業に関連するその他の機関との連携

Ⅱ 事業所事業計画

1 児童養護施設 川崎愛児園

昨年度に続き人材育成を最重要課題として位置付け取り組みます。中でも人材育成の柱となる指導的職員の指導力強化に力を入れていきます。個々の経験や知識に頼るだけでなく法人が求める指導的職員像を改めて示し、個々の課題と目標を整理した上で取り組みます。

こども支援においては学習支援に関する取り組み強化を図ります。現状、こどもが学習習慣を身に着けるまでの取り組みにいたっておらず、就学前からの継続的な取り組みの必要性を感じています。個々の発達や年齢に合わせた支援の在り方を検討します。

環境整備においては中長期的な大規模修繕計画の作成に取り掛かるほか、園庭の水はけ改善を目的としたクッションマット施工工事を計画しています。

重点項目

① 人材育成の強化

ア 指導的職員の育成

毎月開催する指導的職員の会議及び年2回の指導的職員園内研修において、現状の課題共有と取り組むべき目標の設定を図ります。中でも「問題解決能力、後輩職員の育成力、指導的職員間の連携向上」については現状の課題に合わせて求められる働きを具体的に検証し、改善を図ります。

イ 園内研修の更なる充実

外部講師研修を5回、園内の階層別研修を新任、中堅、指導ごとに各2回ずつ実施します。また対応が難しいケースを毎月選定し、支援内容を掘り下げていく個別支援検討会議を10回実施します。

ウ 個人計画シート、OJTチェックリストを活用

職員一人ひとりの現状の力や理解度を把握し、目標設定とそこに向けたプロセスを具体化した育成計画を実施します。

エ チューター制度を活用した新任職員の育成とサポート

新任職員に対しては個々にチューター職員を配置し、メンタルサポートを含めた育成担当を担います。

オ 学びや経験の発表と共有

中堅以上の全職員がこれまでの経験や研修等から学んだ内容をまとめ、会議内で発表する機会を設けます。発表者自身の整理と学び得たものを施設全体に還元させることを目的とします。

② 学習支援の強化

こどもの学習習慣の確立をテーマに従来の取り組みの見直しを図ります。個々の発達特性や能力、学齢に配慮した上で必要な時間の確保や教材の作成に取り掛かります。上半期を検討・準備

期間と位置づけ取り組む計画です。

③ 自立支援の強化

ア 地域の中小企業や関係機関と連携した子どもの就労支援に関するネットワーク作り

地域の中小企業とは昨年度からネットワーク作りに取り掛かっており、実際に3社での職場体験を実施しました。今年度については更なるネットワークの拡大を図り、5社との協力関係の構築及び職場体験の実施を計画します。

イ 過去のケース検証と今後の取り組みについての検討

直近の大学等に進学したケースや就労したケースの経過やその後を検証します。こどもの進路選択の幅が広がりつつある現状の中で、改めて自立支援の在り方について検討・確認します。

2 地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

今年度は小学生が3人、中学生1人、高校生が1人の児童構成となります。新しい環境でのスタートを切る子どももいるため、一人ひとりが安心して安全に生活が出来るホーム作りを目指します。

また、関係機関と連携して、子ども達の情報共有や、抱えている問題などを解決出来るよう努めます。地域や学校行事への参加や協力を主体的に行い、顔の見える関係づくりに心掛けます。

重点項目

- ① 子どもが意見表明できる場を作る
 - ア 子ども達と話し合いが出来る様に、月1回のホーム会議を実施
安心安全チェックリストを子ども達全員に毎月実施
 - イ 信頼関係の構築を図るため、日常生活の中で子ども達とコミュニケーションを取る。
 - ウ 子どもの状況や異変を察知し、職員側からアプローチを掛ける。

- ② 個々の学力の向上
 - ア 子ども一人ひとりにあった学習支援を行う。
 - イ 子ども達に合った学習支援の強化を図るため、自宅学習ができるよう、通塾や学習ドリルを取り入れる。
 - ウ 学校と情報共有をして、授業状況などの確認を行う。

- ③ 個々にあった性教育の実施
 - ア 子ども一人ひとり、年齢にあった性教育の実施
 - イ 正しい性の知識を深めるために、児童相談所の心理司や、保健師の勉強会に参加

地域における取り組み

- ① 学校や児童相談所等の各関係機関との連携強化
 - ア 各関係機関との連携の強化を図る。
 - イ 連絡を密に取り合い、必要に応じて連携会議を開催する等、子どもの情報共有を行う。

- ② 学校行事や地域活動への参加
 - ア 地域の活動や学校行事、PTA活動等の手伝いに参加
 - イ 挨拶や地域清掃などに参加

- ③ 各連絡協議会への参加と情報の収集
 - ア 地域の連絡協議会に参加
 - イ 児童母子協議会に参加

3 地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

今年度は小学生1名、中学生1名、高校生が4名という児童構成となり、高齢児の多いホームとなるため、自立に向けた支援に力を入れます。また、自立後の生活を想定し、必要な力を一緒に考えて取り組みます。

子ども達一人ひとりが安心安全に過ごせるホームとなるよう、家庭的で温かみのある雰囲気大切にします。そして、子ども達がお互いを尊重し合える関係を作るために、優しく思いやりのある心を育んでいけるよう支援します。

重点項目

- ① 個別ケアの強化、優しさ、思いやりのある心を育てる支援
 - ア 意図的に個別の時間を作り、関係性を深める。
 - イ 自分だけで生活しているのではなく、集団で生活をしていることを意識し、他者の気持ちを考えて行動できるよう支援する。
 - ウ 日々の会話や安心安全チェックリストを通して、子ども達の変化を把握し、必要な支援をする。

- ② 自立に向けて個々に合わせた生活力向上の為の支援
 - ア 日常生活の中で子どもと一緒に、調理や清掃に取り組み、生活していく上での知識や技術を伝える。
 - イ 自立支援事業の機関を活用し、自立に向けた講話やプログラム、職場体験などに積極的に参加する。
 - ウ 自立チェックリストを活用し、毎月子どもと一緒に目標を立て、振り返りを行い、課題に合わせた支援を行う。

- ③ 個々に合わせた学習支援
 - ア 学校や塾の宿題を一緒に取り組み、一人ひとりの学習状況を把握する。
 - イ 個々の能力に合わせた学習方法を子どもと一緒に考え、学習ボランティアや塾の利用、学習支援を行う。
 - ウ 学校と連携を取り、学習状況の把握をし、子どもに合った学習支援を学校とホームで行う。

- ④ 個々に合わせた性教育
 - ア 日常生活の中で、個々の発達に合わせた性教育を積極的に行う。
 - イ 保健師の指導の元、年齢に合わせた性教育の指導を行う。
 - ウ 生活の中で命の大切さを感じられるような支援を行う。

地域における取組み

- ① 地域行事や清掃活動の参加、地域と近隣住民との良好な関係作り
 - ア 地域の連絡協議会の参加、地域の草刈り手伝いやお祭りへの参加を子どもと共にやる。

- イ 職員、子どもと共に地域の中で挨拶をしっかり行い、地域住民の方との交流を行う。
- ウ 地域の資源回収場所として協力する。
- エ 子どもと一緒に遊んでいる友人とも関わりをもち、保護者の方とも良好な関係作りに努める。

② 各学校、関係機関との積極的な連携強化

- ア PTA活動、家庭学級、登下校のパトロールなどに積極的に参加
- イ 必要に応じて各学校と児童相談所ケースワーカー立ち合いのもと、カンファレンスを行い、児童状況の把握、情報共有を行う。
- ウ 学校行事、保護者懇親会、部活動の応援などに積極的に参加をし、他児の保護者他の関係性も構築する。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

- ア 地域の連絡協議会に参加
- イ 児童母子協議会に参加

4 地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

今年度は小学生から専門学校生まで在籍する為生活のリズムが違ってきますが、適切な養育環境で、こども達が安心して生活が出来るよう、こども達を受け止め、寄り添い、こども達自身がお互いに思いやりを持って温かく快適で心地好い空間を整えられるよう支援します。こども達と共に成長するホームを目指します。一人一人の子どもの状況を把握し、関係機関と連携し丁寧にきめ細やかな養育を行います。将来的にこども達が自立していく上で必要な知識や技術を身に付けられるよう、自立支援計画や、自立プログラムにも力を入れ、社会性を育てていきます。施設が地域社会と繋がる事で地域におけるこども理解、施設理解の深化を目指し、地域の行事や清掃活動、学校の手伝い等、積極的なつながり作りに努めます。

重点項目

① 望ましい生活習慣の形成を目指した支援

- ア きめ細やかな個別ケアにより情緒の安定と愛着形成を行い、自己肯定感を高め、相手への思いやりを育めるよう支援する。
- イ 心地好い生活を実感出来るように環境整備を強化し、心地好い感覚の獲得、自ら環境整備等を行えるようにこどもと一緒に取り組む。
- ウ 見た目の良さ、味の良さを追求し、食事の時間が楽しみになるよう、食育に力を入れる。

② 学習支援、性教育の実施

- ア 個々の適性や能力に応じた学習が出来るように教材を用意し支援する。
- イ 学校の宿題や学習の状況を把握し、適切な支援を行う。
- ウ 職員の性教育において必要な知識の習得、こどもへの個々に合わせた性教育の実施

③ 自立支援、家庭復帰支援を行う

- ア 自立支援計画書の策定時、こどもと保護者の意向を聴取し、支援方法や支援計画を明確にする。
- イ 関係機関と連携し、個別の課題に向けた支援、家庭復帰支援を行う。
- ウ より良い将来の選択が出来るよう、必要な知識や技術が身につけられるよう支援する。

地域における取組み

① 地域行事への参加、清掃活動、近隣との良好な関係作り

- ア 地域のお祭りやこども文化センターの行事等、積極的に参加し交流を深める。
- イ 地域の清掃活動等、こどもと一緒に取り組む。
- ウ 近隣住民との挨拶、交流を積極的に行う。

② 学校との連携、学校のPTA活動への参加

- ア 必要に応じて学校とのカンファレンスを行い、児童状況の共有を行う。
- イ 学校行事の手伝いやPTA活動等、積極的な協力を心掛ける。

ウ 学校行事や懇談会等に参加し、保護者や担任との交流に努める。

③ 各連絡協議会への参加と情報の収集

ア 地域の連絡協議会に参加

イ 児童母子協議会に参加

5 川崎児童自立援助ホーム 大志

以前に比べれば入居してくる対象者も様変わりして、自立援助ホームの趣旨である就労対象者もいますが、就学対象者が多くなってきています。自立援助ホームの今後の機能と役割を十分に検討しながら、時代が変わっても、自立援助ホームが必要とされる限り、その時代に合った対象者への支援を担う社会資源でありたいと思います。こども達それぞれに目標設定・定期的な確認を行い、自立に向けた支援に努めます。利用期間は短いかもしれませんが、頼れる人や資源を沢山見つけ、大きな根を張って巣立っていきけるような支援に努めていきます。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、指導を行う。
- ウ 快適な環境を整備、こども自身による整理整頓意識向上に向け支援する。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで課題を共有し解決・実施に繋げる。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかける。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に乗る。
- ウ 進学を目指すこどもには、塾を検討し、進学の幅を広げていく。

③ 自立支援

- ア 入居児・年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行う。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて確認する。

④ 他機関との連携

- ア 法人内連携
- イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校等との連携を図る。
- ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック・県内自立援助ホーム情報交換会に参会する。

地域における取組み

- ① 麻生区多種多様連携会議に参加
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ④ 児童母子協議会に参加

6 川崎児童自立援助ホーム こもれび

開所から2年目となり、徐々に自立援助ホームに対して、地域の方から理解してもらい始めています。引き続き、地域清掃や日々の挨拶を通して地域の方に愛されるホームとなるよう取り組みます。

今年度の予定としては、自立する利用者が4名いる為、入居時に作成した自己目標設定シートに沿った自立ができるよう支援します。退居後のアフターケアについては、近況報告を聞く為に、月に1回の面会を実施します。

日々の支援としては、学校と就労を継続できるように一人ひとりの目標に沿った声掛けを行い、利用者自身が目標に向き合えるようサポートします。

また、ホーム内での人間関係にとどまらず、社会のコミュニティーに率先して参加することで自己肯定感を高め、社会の一員として役割を担うことの大切さに気づけるようにサポートします。

重点項目

① 生活支援

- ア 一般常識と基本的な生活習慣を身につけられるよう支援する。
- イ 健康管理・金銭管理に関する助言、サポートを行う。
- ウ 利用者自身による環境整備等が行えるようにサポートする。
- エ 月一回行われるホーム会議・安心安全チェックで目標を共有し解決できるよう努める。

② 就労・就学支援

- ア 若年労働・低学歴労働者の就労は困難なため、関係機関と連携して就労先の確保ができるように、周辺の企業等に働きかけを行う。
- イ 就労への取り組み姿勢や職場の対人関係等、就労に関する相談に乗る。
- ウ 進学を目指す利用者には、塾を検討し、進学の幅を広げていく。

③ 自立支援

- ア 年度当初のホーム長面接にて、自己目標設定・確認シートを用い、自立に向けた目標の確認を行う。
- イ 退所の見込みができた時点で、住居の確保、退所後の支援体制について、関係機関等を交えて、確認する。

④ 他機関との連携

- ア 施設間連携を行う。
- イ 児童への適切な支援につなげられるよう、児童相談所を始め、福祉事務所、司法、医療機関、学校等との連携を図る。
- ウ 全国自立援助ホーム大会・南関東自立援助ホームブロック・県内自立援助ホーム情報交換会に参会する。

地域における取組み

- ① 多種多様な連携会議に参加
- ② 町内会のイベントや行事へ積極的に参加
- ③ 地域住民への挨拶、積極的な交流
- ④ 児童・母子福祉施設協議会に参加

7 まぎぬ児童家庭支援センター

まぎぬ児童家庭支援センターは、困難な状況にある地域の子育て家庭からの相談に応じ、区役所や児童相談所といった行政機関を中心に地域の様々な関係機関と連携して子育て家庭を支援しています。

地域ではコロナウイルスによる感染症拡大により、行動制限や他者との関わり方の変化、授業へのオンライン参加や在宅ワークなど、保護者・こども共に生活様式に変化が見られています。このような過渡期において、家庭で育児をする保護者が地域に求める支援やサービスも変わりつつあります。そうした新たに多様化していくニーズに耳を傾け、今必要とされる支援は何かを常に考えながら地域支援に努めていきます。

(1) 運営事業

① 相談事業

地域の子ども、家庭、関係機関からの相談に、社会福祉士・心理士・保育士が専門性を活かし相談支援を行います。電話や来所相談のみでなく、家庭訪問やオンラインを利用した面談など、利用者のニーズや状況に合わせて対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

行政や地域の支援機関で形成されるネットワークと連携し、支援が必要な子どもや家庭に対し役割に応じた支援を行います。また、地域の関係機関の見学や訪問などを行い、必要時に相談者を適切な支援機関に繋げられるよう連携を深めます。

③ 子育て短期利用事業に関する相談・調整

「川崎市子育て短期利用事業」に関して、保護者からの相談に応じ利用調整及び必要な支援を行います。利用期間中の学齢児の学校送迎や、利用者年齢・日数など、利用者のニーズや状況に応じて必要な関係機関と連携しながら弾力的に運用します。また、必要に応じて地域既存の子育てサービスを活用できるよう、保護者へ社会資源の情報提供を行います。

④ 予防的支援

保護者への支援として、育児負担感が高まる前にリフレッシュできるイベントの場を「親子カフェ」と称し予防的な取組を行います。また、こどもとの関わり方を学ぶグループプログラムとして「ペアレントトレーニング講座」を前年度に引き続き実施します。

こどもたちへの直接支援としては、地域のこどもたちが孤立せず、困り事を相談できる場として利用してもらえるよう、学習・余暇・食事などができる居場所の提供を通して関わっていきます。具体的には、施設の地域交流スペース等を活かして夏休みの日中居場所支援や、子育て短期利用事業を利用していた児童が中学生となり事業の利用対象から外れた後にも引き続き養育的な支援を必要とする場合の居場所支援など、前年度に引き続きニーズに応じて実施していきます。

家庭における困難さを関係機関が連携して早期発見できるよう、地域との関係づくりにも引き続き取り組みます。また、地域の子育てイベント等に参加・協力し、児童家庭支援センターを子育て支援の場として地域の人々に広く知ってもらう機会となるよう努めます。

<実施予定>

(対象) 目的	内容	頻度
(保護者) リフレッシュ・交流	親子カフェ	月1程度
(保護者) 子どもとの関わりを学ぶ	ペアレントトレーニング講座	年2回
(小学生) 孤立防止・交流・家庭見守り	小学生居場所支援	夏休み週1程度
(中学生) 孤立防止・交流・家庭見守り	中学生居場所支援	3カ月に1回程度

<地域イベントへの参加予定>

(対象) 目的	内容	頻度	主な連携先
(保護者) 孤立防止・交流	プレママ・ママの会	月1回	民生委員 児童委員 区役所
(保護者) 孤立防止・交流	地域子育てフェスタ	年2回	地域住民 区役所

⑤ 地域ニーズの把握と社会資源の開発・運営

地域の民生委員、主任児童委員、行政、教育機関、福祉施設等の関係機関と情報を交換し、地域ニーズに応じて社会資源を開発し運営します。

これまで地域向けイベントを実施する中で保護者から希望の声が多かった「子どもと一緒に過ごせる室内スペースの開放」について、地域交流スペースを開放し親子の広場として利用してもらえよう準備を進めていきます。また、親子カフェにおいては保護者から様々なイベントの希望もあり、より充実した内容となるよう検討していきます。

(2) こども虐待防止啓発活動

- ① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。
- ② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

8 児童養護施設 白山愛児園

法人が掲げている人材育成計画に基づき、人材育成の強化に取り組みます。また、衛生委員会を立ち上げ職員のメンタルケアにも取り組んでいきます。

発達や情緒面に課題をもっている子どもが多くなり、より丁寧な支援が求められています。医療機関を含め各関係機関との連携を強化していきます。

昨年度、アフターケア計画に基づきに退所児童に必要な支援に取り組みました。今年度は、高校生の自立に向けてリービングケアの課題と支援を検討し、携帯電話やアルバイトなどの規定の見直しも行います。

開所以来 3 回目の第三者評価を受審し、これまでの実践の振り返りを行うとともに、施設運営のさらなる質の向上を目指します。

重点項目

① 人材育成の強化

ア 園内階層別研修の充実

階層別研修を新任、2～3年目、中堅、上級ごとに各2回ずつ実施します。

イ 個人計画シート、振り返りシートの活用

経験年数、業務実績に応じ、職員個々が求められるスキルを把握し、個人計画シートに必要な取り組みについて目標を設定します。個人計画シートをもとに年2回、上司面談と施設長面談を実施します。個人計画シートと研修受講後に記入する振り返りシートは、各自の育成ファイルに綴じてスキルアップの見える化を図ります。

② こどもと保護者の意向を反映させた自立支援計画票の計画づくりに取り組む

ア プロジェクトを立ち上げます。

イ アセスメントの見直しを行います。

ウ 計画票の見直しを行います。

エ 見直したアセスメントと計画票を検討し、評価と修正を行います。

オ 次年度の自立支援計画策定に反映します。

③ リービングケアの強化

ア プロジェクトを実施します。

イ 高校生の自立に向けた課題と支援方法の検討を行います。

ウ 各種会議で検討内容を報告します。

エ 内容を評価し更なるより良い支援へ繋げていきます。

④ 職員のメンタルヘルス

ア 衛生委員会を立ち上げます。

イ 委員会の位置づけと活動内容を検討します。

ウ 必要に応じて産業医との個別面談の機会を設けます。

⑤ 第三者評価の受審

ア 第三者評価を受審します。

イ 評価結果を基に次年度の事業計画に反映させます

9 地域小規模児童養護施設 結

今年度、小中高に進学するこどもが4名いるため、新しい環境に慣れるよう学校と連携しフォローしていきます。また、高校3年生の児童もいるため、進路決定、自立に向けての準備を児童と一緒に進めます。一人ひとりにあったより良い支援に努めます。

また職員はこどもの些細なことでも気付けるように意識し、職員間での情報共有を行いすぐに対応できるよう努めます。

自立した卒園生が2名いるため、アフターケア計画に基づき必要な支援を実施します。

白山愛児園や紬との連携を密にし、園全体でこどもの支援や活動を行えるように努めます。

重点項目

① 児童・職員共に安心して生活できる場所づくり

ア こどもと話し合いながら、生活のルールやイベント等を考え計画を進めていきます。

イ 2か月に1度の頻度でホーム内でのBBQやホーム外出でのキャンプを行い、日々の生活の中でも交流の場を積極的に作れるようにしていきます。コロナ禍でも行えるイベントも考えていきます。

ウ 職員同士で情報の共有をこまめに行い、こども像を共有し客観的に捉え、支援に努めます。

② アフターケア

ア 卒園生と定期的に連絡を取り、退所後の生活の様子（特に金銭面）や職場での困り感などを聞きます。

イ 卒園生をホームに招いて話を聞いたり、一緒に買い物に出かけ、仕事等の悩みや不安等を聞いたりして、リフレッシュに努めます。

ウ 定期的に卒園生宅を訪問し、家の様子を把握し、掃除や家事等を手伝う事や買い物への同行を通して、生活での困り感や不安を聞き出し解消していきます。

地域における取組み

① 学校や児童相談所等の関係機関との連携

ア 面談等の機会だけでなく、日々の小さな変化もこまめに連絡を取り合い、こどもの情報共有に努めます。

イ 勉強面や授業での困り感を把握し、取り出し授業や通級指導教室を利用するなど学校と連携します。学習支援員や塾とも連携しこどもの学習支援に努めます。

ウ 学校行事や懇談会、委員会等に参加し、保護者との交流に努めます。

② 地域活動への参加

ア 毎週行っているパトロールに積極的に参加し、地域の安全強化に努めます。

イ 地域の防災訓練や公園の草むしりなど積極的に参加します。

ウ 地域の野球クラブ等の習い事や幼稚園、学校での行事や委員会などに参加し地域の方と交流を深めます。

10 地域小規模児童養護施設 紬

地域小規模児童養護施設紬は4月で2年目を迎え、楽しく過ごせる家を目指し職員と子どもと協力し合い日々過ごしています。現員5名の中、中高生4名と高齢児が多い為、自立を意識した早めの支援を心掛けたいと考えています。また、前年度はコロナ禍の中地域の行事が少なかったが、地域清掃は毎月参加し、地域の方との交流できたため、今年度も引き続き取り組み、地域の行事がある際は積極的に参加していきたいと考えます。

重点項目

① こどもが安心できる環境づくり、自立に向けた支援

- ア ホーム会議を実施し、こどもの意見を取り入れみんなが生活やすい環境を築きます。
- イ 安心した家で生活することを目標に、楽しいことだけでなく困ったことも話せる環境を作ります。
- ウ 将来、進路について早い段階からこどもの意向を聞き、資料収集やインターンシップ等調べ、フォローします。
- エ 日々の生活の中で自立に必要なものごと、また費用について一緒に調べ、自立する事へのイメージができるように支援に努めます。

② 部活や塾、習い事を奨励し、豊かな経験が積めるよう支援

- ア 新しいことに興味をもてるよう、情報の提供、環境設定に努めます。
- イ 挨拶や礼儀などを学び、挑戦する心をもてるようフォローします
- ウ 職員も一緒に参加できることには参加し、共に取り組む姿勢を目指します。

地域における取組み

① 地域活動への積極的な参加

- ア 掲示板や回覧板等で地域活動状況を把握し、行事等に積極的に参加します。
- イ 近所の人と挨拶を交わし、地域性を知り、交流を深めます。
- ウ 習い事や学校行事を通じて地域活動へ参加し交流を深めます。

② 学校や他機関との連携

- ア こども一人ひとりに応じた支援が出来る様に学校と連携し、必要な児童に関しては月に1.2回学校の様子と家での様子を共有し支援に努めます。
- イ 本園学習支援員や塾、学習ボランティアとも連携し、日々の生活の中で学力の定着に取り組めるよう支援します。
- ウ こどもの現状、家族状況に関して、児童相談所や本園との連絡を密にし、情報の共有し支援に努めます。必要に応じてカンファレンスを行い、より良い支援に努めます。

11 はくさん児童家庭支援センター

コロナ禍での生活も3年目となりました。こども達の生活環境、特に学習環境は制約も多く、様々な行事も縮小・延期・中止となり、かけがえのない思い出づくりの場面は、減少傾向にあります。保護者の精神的な負担も知らず知らずに蓄積され、もともと問題が内包されていた家庭では、大人もこどもも課題が表面化され、相談内容も多岐に渡って深刻になってきています。このような状況下で、更なるきめ細やかなケース対応が求められています。前年度より体系化したケースの受理、援助方針、進行管理の各会議を今年度はより一層充実させ、寄り添った支援を実践していきます。地域の子育てのニーズを把握し、子育て支援機関の中核となるように関係機関との連携もより強化して行くと共に、LINEを活用した情報発信の機会を増やして、利用者の利便性を図って、事業を展開していきます。

(1) 運営事業

① 相談事業

利用者のニーズや状況に合わせた方法で家庭や地域、他機関からの相談に対する支援を行います。相談員、心理士が専門性を生かした丁寧なアセスメントを心掛け、適宜SVを受けながらそれぞれのこどもや家庭に合わせた支援を計画し、対応していきます。

② 関係機関との連携・連絡調整

こどもや家庭に対して迅速かつ的確に支援を行なうために関係機関との連携を緊密に図ります。また、近隣の子育て支援のサークル、機関への見学や訪問などを行い、白山地区の機関（白山保育園、白山こども文化センター、子育て支援センターみなみゆりがおか）との連携を相互に深め、地域住民に対して子育ての支援の情報を発信します。

③ 子育て短期利用事業の利用調整および相談援助

出産や疾病、育児不安によるレスパイト、出張等、利用の目的が多様になっている中、ただ単にこどもを預かるのではなく、保護者の要望や困り感に対して親身に接し、実施主体の本体施設と綿密に連携しながら、こどもや家庭に合わせたきめ細やかな支援に努めます。

④ 地域のニーズに応じた子育て支援事業

ア 乳幼児の子育て相談支援・フリースペースを提供します。

- ・子育てスペース・ママン（毎月1回・10時～12時）の開催
- ・ミニ・ママン（毎週木曜日・10時～13時）の開催 コロナの感染状況に応じて再開を検討
- ・ミニ・ママンに併せて、区の栄養士や保健師、保育士を講師としたミニ講座の計画・実施

イ 相談対応ケースの内、保護者に時間的、精神的、経済的に余裕がないケース、または、こどもに発達の偏り等があり、一般的にこどもが経験できる活動や余暇体験が得にくい環境にあるこどもに対する個別・グループ活動を行います。

- ・「はお」（月4～5回、水・金 放課後）
- ・季刊イベント「はおハオ」（年4回、7月、10月（愛児園祭り）、1月、3月）
- ・中学生を対象とした居場所・グループ活動の準備

ウ 発達に課題のあるお子さんを支える保護者のための講座を開催します。地域で活動されている支援者や保護者を講師として招き、子育て支援の一助とします。

・親オヤ講座の開催（年6～7回程度、対面での実施）

エ 地域の子育て力を高める講演会を開催します（年1回）。

オ ペアレントトレーニング勉強会を開催します。（4～5回、来所での実施）

⑤ 広報・啓発活動

ア 関係機関へ訪問し、広報、啓発活動を行います。

イ 公式LINEアカウントの運営、定期的な子育てに関する情報提供を実施します。

ウ 地域のお祭り等へ積極的に参加します。

⑥ 関係機関等主催の研修会への参加

(2) こども虐待防止啓発活動

① オレンジリボンたすきリレーへの「啓発担当」として、運営に協力します。

② 市内児家セン連絡会、市・区、社会福祉協議会によるイベントでの虐待防止啓発活動を行います。

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和4年4月1日予定(定員42名 在籍38名)

学年	2歳	年少	年中	年長	小1	2	3	4	5	6	中1	2	中3	高1	高2	高3	合計
男	1	2	2	1	0	1	2	1	2	2	1	2	1	1	2	2	23
女	1	0	0	0	2	1	1	1	3	0	0	0	1	3	1	1	15
計	2	2	2	1	2	2	3	2	5	2	1	2	2	4	3	3	38

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小2	小3	中1	高1	合計
男	0	1	1	1	3
女	1	1	1	0	3
計	1	2	2	1	6

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小5	小6	高1	高2	高3	合計
男	1	1	0	0	1	3
女	0	0	1	2	0	3
計	1	1	1	2	1	6

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小3	小6	高1	高3	専1	合計
女	2	1	1	1	1	6
計	2	1	1	1	1	6

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

年齢	16歳	17歳	19歳	20歳	合計
男	0	0	0	1	1
女	1	3	1	0	5
計	1	3	1	1	6

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍5名)

年齢	17歳	18歳	19歳	20歳	合計
男	1	2	1	1	5
計	1	2	1	1	5

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和4年4月1日予定(定員30名 在籍23名)

学年	年中	小1	2	3	4	5	6	中1	2	3	高1	2	3	合計
男	0	1	1	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	8
女	1	1	1	0	2	2	1	1	2	0	2	2	0	15
計	1	2	2	1	2	3	2	1	2	0	3	3	1	23

地域小規模児童養護施設 結

令和4年4月1日予定(定員6名 在籍6名)

学年	小1	6	中1	高1	3	計
男	1	1	0	1	0	3
女	0	0	2	0	1	3
計	1	1	2	1	1	6

地域小規模児童養護施設 紬

令和4年4月1日予定(定員6 在籍5名)

学年	小 2	中 2	高 1	2	計
男	1	1	0	0	2
女	0	1	1	1	3
計	1	2	1	1	5

【川崎愛児園拠点】

児童養護施設 川崎愛児園

令和4年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	栄養士	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	学習支援員	地域コーディネーター	非常勤職員	合計
国	1	1	1	1	1	4	1	1	1	17				29
市										13	1	1		15
施													1	1
計	1	1	1	1	1	4	1	1	1	30	1	1	1	45

地域小規模児童養護施設 野川つくしホーム

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3	2	5

地域小規模児童養護施設 野川すみれホーム

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3	2	5

地域小規模児童養護施設 生田あやめホーム

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3	1	4

川崎児童自立援助ホーム 大志

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
指導員	2	3	5

川崎児童自立援助ホーム こもれび

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
指導員	2	2	4

まぎぬ児童家庭支援センター

令和4年4月1日予定

	相談員	心理士	計
国	2	1	3

【白山愛児園拠点】

児童養護施設 白山愛児園

令和4年4月1日予定

職種	施設長	事務員	個別対応職員	家庭支援専門相談員	調理員等	嘱託医	心理療法担当職員	里親支援専門相談員	保育士・指導員	地域コーディネーター	学習支援員	非常勤看護師	合計
国	1	1	1	2	4	1	1	1	13				25
市									15	1	1		17
施												1	1
計	1	1	1	2	4	1	1	1	28	1	1	1	43

地域小規模児童養護施設 結

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3	1	4

地域小規模児童養護施設 紬

令和4年4月1日予定

職種	国	市	計
保育士・指導員	3	1	4

はくさん児童家庭支援センター

令和4年4月1日予定

	相談員	相談員(非)	心理士	計
国	2		1	3
施		1		1
計	2	1	1	4

原則

児童養護施設に携わるすべての役員・職員（以下、『私たち』という。）は、日本国憲法、世界人権宣言、国連・子どもの権利に関する条約、児童憲章、児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、児童福祉施設最低基準にかかげられた理念と定めを遵守します。すべての子どもを、人種、性別、年齢、身体的精神的状況、宗教的文化的背景、保護者の社会的地位、経済状況等の違いにかかわらず、かけがえのない存在として尊重します。

使命

私たちは、入所してきた子どもたちが、安全に安心した生活を営むことができるよう、子どもの生命と人権を守り育てる責務があります。私たちは、子どもの意思を尊重しつつ、子どもの成長と発達を育み、自己実現と自立のために継続的な援助を保障する養育をおこない、子どもの最善の利益の実現をめざします。

倫理綱領

1. 私たちは、子どもの利益を最優先した養育をおこないます

一人ひとりの子どもの最善の利益を優先に考え、24時間365日の生活をとおして、子どもの自己実現と自立のために、専門性をもった養育を展開します。

2. 私たちは、子どもの理解と受容、信頼関係を大切にします

自らの思いこみや偏見をなくし、子どもをあるがままに受けとめ、一人ひとりの子どもとその個性を理解し、意見を尊重しながら、子どもとの信頼関係を大切にします。

3. 私たちは、子どもの自己決定と主体性の尊重につとめます

子どもが自己の見解を表明し、子ども自身が選択し、意思決定できる機会を保障し、支援します。また、子どもに必要な情報は適切に提供し、説明責任をはたします。

4. 私たちは、子どもと家族との関係を大切に支援をおこないます

関係機関・団体と協働し、家族との関係調整のための支援をおこない、子どもと、子どもにとってかけがえのない家族を、継続してささえます。

5. 私たちは、子どものプライバシーの尊重と秘密を保持します

子どもの安全安心な生活を守るために、一人ひとりのプライバシーを尊重し、秘密の保持につとめます。

6. 私たちは、子どもへの差別・虐待を許さず、権利侵害の防止につとめます

いかなる理由の差別・虐待・人権侵害も決して許さず、子どもたちの基本的人権と権利を擁護します。

7. 私たちは、最良の養育実践を行うために専門性の向上をはかります

自らの人間性を高め、最良の養育実践をおこなうために、常に自己研鑽につとめ、養育と専門性の向上をはかります。

8. 私たちは、関係機関や地域と連携し、子どもを育みます

児童相談所や学校、医療機関などの関係機関や、近隣住民・ボランティアなどと連携し、子どもを育みます。

9. 私たちは、地域福祉への積極的な参加と協働につとめます

施設のもつ専門知識と技術を活かし、地域社会に協力することで、子育て支援につとめます。

10. 私たちは、常に施設環境および運営の改善向上につとめます

子どもの健康および発達のための施設環境をととのえ、施設運営に責任をもち、児童養護施設が高い公共性と専門性を有していることを常に自覚し、社会に対して、施設の説明責任にもとづく情報公開と、健全で公正、かつ活力ある施設運営につとめます。

・ 児童養護施設倫理綱領

児童養護施設職員倫理綱領を理解して行動します。

・ 児童養護施設運営指針

児童養護施設の運営指針を理解し行動します。

・ 児童虐待防止

被措置児童虐待防止ガイドラインを理解し行動します。

施設で生活を共にする、子どもや職員による虐待を防ぎ安心安全な生活を保障します。

また、関係者らと連携して児童虐待防止の取り組みをします。

・ 家庭環境調整

家庭との調整においては、児童相談所との連携に関するガイドラインを理解し実施します。

・ 人権・権利擁護・差別の禁止

利用者の尊厳を守り、一人の人間としての生活を支えるため、その人権・権利擁護に努めます。

また、性別、宗教、国籍、身体的事情等による差別を行いません。

・ 養育の質の向上と人材育成

高度な知識や技術の習得・実践に努め、より質の高い養育を目指します。

また、専門性を確保するための人材の育成に努めます。

・ 自立支援

子どもの意志を尊重した相談指導を行い、その人らしい生活ができるよう支援をします。

・ リスクマネジメント

日頃から危険な行為及び危険な個所をチェックし安全管理に努めます。

・ 環境整備・美化

子どもたちと明るい環境で快適に過ごせるよう整備・美化に努めます。また設備・備品を大切にします。

・ 地域との共生

支援が必要と思われる子ども・子育て中の家庭に対し各関係機関・団体はもとより、地域の方々とともにネットワークの構築に努め、将来を担う子どもたちを支えます。

・ 地域交流

地域ニーズを的確に捉え、専門的知識・技術を提供します。また地域のイベント等へ積極的に参加し地域社会との交流を深め地域の一員として活動します。

・ 災害への対応

災害に備え訓練、備蓄を行い、地域と連携して可能な限り支援活動に努めます。

・ 法令遵守

関係法令や諸規定の内容と精神を理解し、遵守します。

・ 個人情報の保護と情報の発信・開示

個人情報を適切に取り扱います。また、必要な情報を発信・開示します。

・ 自己研鑽

仕事を通じて、自己実現のために目標を掲げて自己研鑽に努めます。

- **相互協力と業務遂行**

職員相互が目的・情報を共有し、リーダーシップ・メンバーシップを発揮し、活力と和を大切にした環境づくりに努め、効果的な業務遂行を心がけます。

- **改善意識**

施設運営や事業・業務に関し、積極的に改善・改革について意見や希望を発信し、企画立案に参加します。